

財政部 111 年 4 月 26 日台財稅字第 11104572530 號令第 1 點第 2 款附表

適用稅目		原申報繳納期間	展延申報繳納期限
所得稅	110 年度綜合所得稅結算申報	111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 31 日	111 年 6 月 30 日
	110 年度營利事業所得稅結算申報	111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 31 日	111 年 6 月 30 日
	營利事業所得稅決算、清算、特殊會計年度結算及暫繳申報	申報期間截止日 在 111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 31 日	展延 30 日
	個人交易房屋、土地、設定地上權方式之房屋使用權、預售屋及其坐落基地、所得稅法第 4 條之 4 第 3 項規定之股份或出資額(房地合一所得稅)	完成所有權移轉登記日之次日、房屋使用權交易日之次日、預售屋及其坐落基地交易日之次日、股份或出資額交易日之次日起算 30 日內 (申報繳納期間截止日在 111 年 5 月 1 日至同年 5 月 31 日)	展延 30 日
	扣繳義務人應於每月 10 日前將上一月內所扣稅款向國庫繳清(居住者)	111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 10 日	111 年 5 月 31 日
	扣繳義務人給付非中華民國境內居住之個人或在中華民國境內無固定營業場所之營利事業應扣繳之所得，應於代扣稅款之日起 10 日內將所扣稅款向國庫繳清並申報扣繳憑單(非居住者)	代扣稅款之日起 10 日內 (申報繳納期間截止日在 111 年 5 月 1 日至同年 5 月 31 日)	展延 20 日

消 費 稅	111 年 3-4 月期營業稅	111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 16 日	111 年 5 月 24 日
	111 年 4 月(按月)營業稅	111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 16 日	111 年 5 月 24 日
	111 年第 1 季查定課徵營業稅	111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 10 日	111 年 5 月 31 日
	特種飲食業 111 年 4 月(按月)查定課徵營業稅	111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 10 日	111 年 5 月 31 日
	111 年 4 月貨物稅、菸酒稅 與特種貨物及勞務稅	111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 16 日	111 年 5 月 31 日
111 年房屋稅		111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 31 日	111 年 6 月 30 日
111 年使用牌照稅		111 年 4 月 1 日 至同年 5 月 3 日	111 年 5 月 31 日
111 年 3-4 月印花稅彙總繳納		111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 16 日	111 年 5 月 31 日
111 年 4 月(按月)查定課徵娛樂稅		111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 10 日	111 年 5 月 31 日
上開稅目核定課徵或補徵案件 (含罰鍰)		繳納期間截止日在 111 年 5 月 1 日 至同年 5 月 31 日	展延 20 日